第 86 号議案

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例の件

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和８年11月27日提出

神戸市長　久　　元　　喜　　造

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の一部を改正する条例

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年４月条例第３号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第２号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第１号及び第３号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

(1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。

(2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。

(3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

<table>
<tr><th>改正後</th><th>改正前</th></tr>
<tr><td>別表第１
(1)　有料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市立ＪＲ住吉駅前</td><td>東灘区住吉本町１丁目、住吉本町２丁目、住吉東</td></tr></table></td><td>別表第１
(1)　有料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）
<table><tr><th>名称</th><th>区域</th></tr><tr><td>［略］</td><td>［略］</td></tr><tr><td>神戸市立ＪＲ住吉駅前</td><td>東灘区住吉本町１丁目、住吉本町２丁目、住吉東</td></tr></table></td></tr>
</table>

自転車駐車場	町２丁目、住吉東町４丁目、住吉東町５丁目、住吉宮町３丁目、住吉宮町４丁目、住吉宮町６丁目及び住吉宮町７丁目
［略］	［略］
神戸市立六甲駅前自転車駐車場	灘区宮山町１丁目、宮山町２丁目、宮山町３丁目、山田町１丁目、山田町２丁目、山田町３丁目、八幡町１丁目、八幡町２丁目、八幡町３丁目、八幡町４丁目、高羽町５丁目及び楠丘町６丁目
［略］	［略］
神戸市立阪急春日野道駅前自転車駐車場	中央区神若通１丁目、若菜通１丁目、若菜通２丁目、日暮通１丁目、国香通１丁目、国香通２丁目、東雲通１丁目、東雲通２丁目、吾妻通１丁目、大日通７丁目、筒井町２丁目、筒井町３丁目、脇浜町３丁目、割塚通６丁目、割塚通７丁目及び八雲通１丁目
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通３丁目、旭通４丁目、旭通５丁目、琴ノ緒町２丁目、琴ノ緒町３

自転車駐車場	町２丁目、住吉東町４丁目、住吉東町５丁目、住吉宮町３丁目及び住吉宮町６丁目
［略］	［略］
神戸市立六甲駅前自転車駐車場	灘区宮山町１丁目、宮山町２丁目、宮山町３丁目、山田町２丁目、山田町３丁目、八幡町１丁目、八幡町２丁目、八幡町３丁目、八幡町４丁目及び楠丘町６丁目
［略］	［略］
神戸市立阪急春日野道駅前自転車駐車場	中央区神若通１丁目、若菜通１丁目、若菜通２丁目、日暮通１丁目、国香通１丁目、国香通２丁目、東雲通１丁目、東雲通２丁目、吾妻通１丁目、大日通７丁目、筒井町２丁目、筒井町３丁目、脇浜通３丁目、割塚通６丁目、割塚通７丁目及び八雲通１丁目
神戸市立三宮駅前自転車駐車場	中央区旭通３丁目、旭通４丁目、旭通５丁目、琴ノ緒町２丁目、琴ノ緒町３

		丁目、琴ノ緒町４丁目、琴ノ緒町５丁目、雲井通３丁目、雲井通４丁目、雲井通５丁目、雲井通６丁目、雲井通７丁目、雲井通８丁目、小野柄通３丁目、小野柄通４丁目、小野柄通５丁目、小野柄通６丁目、小野柄通７丁目、小野柄通８丁目、御幸通３丁目、御幸通４丁目、御幸通５丁目、御幸通６丁目、御幸通７丁目、御幸通８丁目、磯上通３丁目、磯上通４丁目、磯上通５丁目、磯上通６丁目、磯上通７丁目、磯上通８丁目、八幡通１丁目、八幡通２丁目、八幡通３丁目、八幡通４丁目、三宮町１丁目、三宮町２丁目、加納町４丁目、加納町５丁目、加納町６丁目、北長狭通１丁目、北長狭通２丁目、中山手通１丁目、布引町４丁目、磯辺通１丁目、磯辺通２丁目、磯辺通３丁目、磯辺通４丁目、浜辺通２丁目、浜辺通	丁目、琴ノ緒町４丁目、琴ノ緒町５丁目、雲井通３丁目、雲井通４丁目、雲井通５丁目、雲井通６丁目、雲井通７丁目、雲井通８丁目、小野柄通３丁目、小野柄通４丁目、小野柄通５丁目、小野柄通６丁目、小野柄通７丁目、小野柄通８丁目、御幸通４丁目、御幸通５丁目、御幸通６丁目、御幸通７丁目、御幸通８丁目、磯上通４丁目、磯上通５丁目、磯上通６丁目、磯上通７丁目、磯上通８丁目、三宮町１丁目、三宮町２丁目、加納町４丁目、加納町５丁目、加納町６丁目、北長狭通１丁目、北長狭通２丁目、中山手通１丁目、布引町４丁目、磯辺通２丁目及び浜辺通４丁目

	３丁目、浜辺通４丁目、浜辺通５丁目及び浜辺通６丁目
［略］	［略］
神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通１丁目、多聞通２丁目、多聞通３丁目、多聞通４丁目、多聞通５丁目、相生町１丁目、相生町２丁目、相生町３丁目、相生町４丁目、東川崎町１丁目、中町通２丁目、中町通３丁目、古湊通１丁目、元町通６丁目、元町通７丁目及び元町高架通
［略］	［略］
神戸市立高速長田駅前自転車駐車場	長田区二番町４丁目、三番町５丁目、四番町６丁目、四番町７丁目、四番町８丁目、五番町６丁目、五番町７丁目、五番町８丁目、六番町６丁目、六番町７丁目、六番町８丁目、北町１丁目、北町２丁目及び北町３丁目
［略］	［略］

(2)　無料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

［略］	［略］
神戸市立神戸駅前自転車駐車場	中央区多聞通１丁目、多聞通２丁目、多聞通３丁目、多聞通４丁目、多聞通５丁目、相生町１丁目、相生町２丁目、相生町３丁目、相生町４丁目、東川崎町１丁目、中町通２丁目、中町通３丁目、古湊通１丁目、元町通７丁目及び元町高架通
［略］	［略］
神戸市立高速長田駅前自転車駐車場	長田区四番町６丁目、四番町７丁目、四番町８丁目、五番町６丁目、五番町７丁目、五番町８丁目、北町１丁目、北町２丁目及び北町３丁目
［略］	［略］

(2)　無料市立自転車駐車場の名称及び位置の指定を行うことができる区域（第15条関係）

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立上沢駅前自転車駐車場	兵庫区上沢通７丁目、上沢通８丁目、下沢通７丁目及び下沢通８丁目並びに長田区四番町１丁目及び五番町１丁目
［略］	［略］
神戸市立大池駅前自転車駐車場	北区西大池１丁目及び山田町上谷上
［略］	［略］
神戸市立押部谷駅前自転車駐車場	［略］
神戸市立木津駅前自転車駐車場	西区見津が丘１丁目

名称	区域
［略］	［略］
神戸市立上沢駅前自転車駐車場	兵庫区上沢通８丁目及び下沢通８丁目並びに長田区四番町１丁目及び五番町１丁目
［略］	［略］
神戸市立大池駅前自転車駐車場	北区西大池１丁目
［略］	［略］
神戸市立押部谷駅前自転車駐車場	［略］

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

理　　由

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例の区域を整理するに当たり、条例を改正する必要があるため。